[病院又は診療所名若しくは訪問看護ステーション名]運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人○○会が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名称　　[病院又は診療所名若しくは訪問看護ステーション名]

　二　所在地　○○市〇〇

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

　一　管理者　看護師又は保健師１名（看護職員と兼務）

　　　管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

　二　看護師等　保健師、看護師又は准看護師　常勤換算２．５名以上（内、常勤１名以上）

看護師等（准看護師を除く。）は、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を作成し、看護師等は、指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

　三　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　適当数　　※必要に応じて雇用する。

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　一　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び○月○日から○月○日までを除く。

　二　営業時間　午前○時○分から午後○時○分までとする。

　三　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容）

第６条　指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

　一　病状・障害の観察

　二　清拭・洗髪等による清潔の保持

　三　食事及び排泄等日常生活の世話

　四　褥瘡の予防・処置

　五　リハビリテーション

　六　ターミナルケア

　七　認知症患者の看護

　八　療養生活や介護方法の指導

　九　カテーテル等の管理

　十　その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第７条　指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護または指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。

　　なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

　　通常の事業の実施地域を越えた地点から１キロメートルにつき〇〇円

３　死後の処置料は、〇〇円とする。

４　前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、〇〇市、〇〇市〇〇の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　看護師等は、指定訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

２　看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

　一　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

　三　事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年○回以上）実施する。

　四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者

（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見

した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

第１１条　管理者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第１２条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第１３条　事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

２　利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１４条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　一　採用時研修　採用後○か月以内

　二　継続研修　年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人○○会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　　附　則

　この規程は、平成○年○月○日から施行する。

この規程は、令和○年○月○日から施行する。